

証券コード 7647  
平成24年6月7日

株 主 各 位

大阪府吹田市垂水町3丁目34番15号

**株式会社 音 通**

代表取締役社長 岡村 邦彦

## 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番27号  
新大阪丸ビル新館 5階 506会議室

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第32期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第32期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ontsu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災や海外経済の減速などによる輸出部門の不振と電力用エネルギーの輸入量の急増などから、貿易収支が31年ぶりの赤字に転落しました。

国内においては設備投資が緩やかな増加傾向にあるほか、個人消費は底堅く推移しておりますが、経済の先行きについての見通しは、依然不安定で楽観視できない状態が続いています。

このような状況の中、当社グループにおきましては、これまでと同様に、お客様の視点に立って生活とレジャーを通じて新しい文化創造の提案をすることが使命と考え、食料品・生活雑貨小売事業部門及びカラオケ関係事業部門を中核として、経営基盤の強化をすすめてまいりました。

当社グループの営業の概況は次のとおりであります。

#### ①食料品・生活雑貨小売事業部門

当事業部門は、総合100円ショップ「FLET'S」及び「百圓領事館」ならびに食品スーパー「Fマート」を運営しております。

当連結会計年度における新規出店店舗は、フレッツJR大久保店（兵庫県明石市）、フレッツ岡場店（神戸市北区）、フレッツ布施店（大阪府東大阪市）、フレッツ南海住之江店（大阪市住之江区）、フレッツ高槻城北店（大阪府高槻市）、フレッツ西中島店（大阪市淀川区）、フレッツセンター南店（横浜市都筑区）、フレッツ塩田店（相模原市中央区）、フレッツ天下茶屋店（大阪市西成区）、百圓領事館横浜岡野店（横浜市西区）、フレッツ寝屋川駅前店（大阪府寝屋川市）ならびにフレッツ枚方トップワールド店（大阪府枚方市）の12店舗であります。

また、一方で、北海道地区店舗の売却や、百圓領事館1店舗を移転のため閉店するなど、合理化を推進いたしました結果、当連結会計年度末日現在、「F L E T ' S」を直営店舗50店舗、F C店舗3店舗、「百圓領事館」を直営店舗31店舗、F C店舗2店舗、「F マート」を直営店舗5店舗の合計91店舗を運営しております。

店舗運営面におきましては、お客様に快適にお買い物をしていただける店作りにより全力で取り組んでまいりました。また、食品部門の粗利率の改善、店舗売上高に占める雑貨商品売上比率の拡大ならびに経費の削減などに引き続き取り組んだ結果、当セグメントは、売上高13,855百万円（前年同期比9.3%減）、セグメント利益（営業利益）210百万円（同46.8%増）となりました。

なお、株式会社音通エフ・リテール（当社の100%子会社）が、平成23年10月1日付けで株式会社エスティビー（株式会社音通エフ・リテールの100%子会社）を吸収合併いたしました。

## ②カラオケ関係事業部門

当事業部門は、業務用カラオケ機器及び周辺機器の賃貸、卸売事業を中核事業とし、業務用ゲーム機器賃貸等事業も含んでおります。

カラオケ事業におきましては、平成22年7月に株式会社ソピックを連結子会社とし、株式会社ビデオエイティーツととも、営業協力体制の強化や営業エリアの整理などを通して関東地区の営業力強化を進めてまいりました。

業務用ゲーム機器賃貸等事業におきましては、景気低迷の影響などから業務用アミューズメント市場の縮小傾向が続く中、不採算ロケーションの見直しや経費削減を進めてまいりました。

この結果、当セグメントは、売上高2,951百万円（前年同期比4.5%減）、セグメント利益（営業利益）160百万円（同19.3%減）となりました。

## ③スポーツ事業部門

当事業部門は、スポーツクラブ「J O Y F I T」を3店舗、ホットヨガスタジオ「L A V A」を1店舗運営しております。

スタジオプログラムの質の向上と、自社スタッフの教育によるサービスレベルの向上に引き続き取り組んでおり、既存会員の定着率は高水準を保っております。

この結果、当セグメントは、売上高456百万円（前年同期比0.5%増）、セグメント利益（営業利益）18百万円（同13.8%減）となりました。

#### ④IP事業部門

当事業部門は、店舗及び住宅の賃貸ならびにコインパーキングの運営をしております。

当連結会計年度におけるコインパーキングの新規開設は、長居西（大阪市住吉区、10車室）、深江北（大阪市東成区、12車室）、中穂積（大阪府茨木市、9車室）、古市駅前（大阪府羽曳野市、22車室）、高槻真上町（大阪府高槻市、21車室）、金田町（大阪府守口市、9車室）、片山町（大阪府吹田市、6車室）、神路（大阪市東成区、10車室）の8ヶ所99車室であり、当連結会計年度末日現在30ヶ所333車室を運営しております。

店舗及び住宅の賃貸物件におきましては、当連結会計年度における新規物件の設定はありません。

この結果、売上高474百万円（前年同期比7.1%減）、セグメント利益（営業利益）9百万円（同76.4%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高17,737百万円（前年同期比8.3%減）、営業利益321百万円（同0.2%減）、経常利益175百万円（同9.4%増）、当期純利益23百万円（同86.1%減）となりました。

#### 報告セグメント別売上高

区分（部門）	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
食料品・生活雑貨 小売事業	百万円 15,284	% 79.0	百万円 13,855	% 78.1	百万円 △1,428	% △9.3
カラオケ関係事業	3,089	16.0	2,951	16.6	△138	△4.5
スポーツ事業	453	2.4	456	2.6	2	0.5
IP事業	510	2.6	474	2.7	△36	△7.1
合計	19,339	100.0	17,737	100.0	△1,601	△8.3

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は748百万円であり、その主要なものは、カラオケ機器の拡充、店舗の開設・リニューアルであります。

## (3) 資金調達の状況

無担保社債を次のとおり発行いたしました。

株式会社音通

第17回（平成23年4月1日）300百万円 第18回（平成23年6月30日）300百万円

第19回（平成23年9月30日）400百万円 第20回（平成23年10月3日）200百万円

第21回（平成24年1月4日）200百万円

株式会社ビデオエイティ

第1回（平成23年4月25日）50百万円

## (4) 対処すべき課題

個人消費の厳しい状況が続く中、各部門が実践してきたローコスト経営の徹底は、今後におきましても、全社の課題として必要不可欠のことと認識しております。

### ①食料品・生活雑貨小売事業部門

消費者の選別眼や要求水準はますます厳しさを増してくる一方、デフレ等で価格競争の激化が進んでおります。そのような中で、商品開発力の強化、商品構成目録の拡大と充実は緊急の課題となっておりますが、仕入れのチャンネルを広げて、常に商品の充実、強化にグループ一丸となって取組んでまいります。

### ②カラオケ関係事業部門

（カラオケ事業）

カラオケ産業が転換期を迎えている中、生き残りを賭けて更なる事業統合を実施し、経営基盤を拡大して安定させることが急務となっております。

（アミューズメント事業）

個人消費活動の低迷により、アミューズメント業界においても売上低下が続いております。資源の選択と集中により、魅力あるアミューズメントスペースを提供し、集客力を強化することが急務となっております。

### ③スポーツ事業部門

スポーツクラブ、ホットヨガスタジオともに、経営の安定化のため、安定会員の確保と維持が課題となっております。

#### ④内部統制の推進

コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営企画室を主幹部門とし、管理部門、事業部門及び子会社が一丸となって取組むとともに、第三者との意見交換を通じて、より有効な内部統制システムの構築に取り組んでまいります。

また、取組にあたり、すべての役員・社員等が日々、誠実かつ適切な行動を通して、社会全体から成長、発展を望まれる企業となるため、経営のあらゆる視点から、「企業の社会に対する責任」(CSR)を果たすための共通の価値観・倫理観・普段の行動の拠り所となるものとして、「行動規範」を定めております。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期 (当期)
売 上 高	22,844	20,579	19,339	17,737
経 常 利 益	209	94	160	175
当 期 純 利 益	145	△288	166	23
1株当たり当期純利益	0円79銭	△1円56銭	0円90銭	0円13銭
総 資 産 額	12,276	11,673	11,690	11,481
純 資 産 額	3,593	3,246	3,348	3,304

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率	主要な事業内容
株式会社音通エフ・リテール	50,000	100.0%	食料品・日用雑貨等の販売
株式会社音通マルチメディア	112,232	80.3%	カラオケ機器の販売・賃貸
マクロス株式会社	50,000	85.0%	日用雑貨等の商品開発及び卸売
株式会社ビデオエイティール	106,231	80.2%	カラオケ機器の販売・賃貸
株式会社ファイコム	50,000	100.0%	スポーツクラブの経営
株式会社ソビック	20,003	88.0%	カラオケ機器の販売・賃貸

(注) 株式会社音通エフ・リテールの子会社であります株式会社エスティビーは、平成23年10月1日付で株式会社音通エフ・リテールを存続会社とする吸収合併を行ったため、本表には記載していません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
食料品・生活雑貨 小売事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合100円ショップ「FLET'S」及び「百圓領事館」の経営及びフランチャイズチェーン店舗の運営</li><li>・食品スーパー「F MART」の経営</li><li>・100円ショップ向け雑貨商品の企画・輸入・販売</li></ul>
カラオケ関係事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・カラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸</li><li>・業務用ゲーム機器の販売及び賃貸</li><li>・ゲームセンターの運営</li></ul>
スポーツ事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツクラブ「JOYFIT」(FC)の経営</li><li>・ホットヨガスタジオ「LAVA」(FC)の経営</li></ul>
IP事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・不動産、店舗設備の賃貸</li><li>・コインパーキング事業</li></ul>





(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	654
株式会社三菱東京UFJ銀行	370
株式会社みずほ銀行	255
株式会社近畿大阪銀行	248
株式会社紀陽銀行	192
株式会社商工組合中央金庫	156

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 355,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 185,087,242株 (自己株式数789,403株を除く。)  
(3) 株主数 7,946名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社デジユニット	51,493,500株	27.82%
株式会社第一興商	15,079,500	8.14
音通取引先持株会	3,563,000	1.92
株式会社フラグシップPE	3,500,000	1.89
岡村邦彦	3,426,743	1.85
仲川進	3,426,743	1.85
株式会社エム・ティー・エー	3,132,000	1.69
音通従業員持株会	2,632,171	1.42
小林護	2,019,700	1.09
門田真二	1,527,075	0.82

(注) 持株比率については、自己株式(789,403株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

##### 平成17年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	8人	1人
新株予約権の数	876個（1個につき4,500株）	60個（1個につき4,500株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 3,942,000株	普通株式 270,000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価格	1個につき283,500円（1株当たり63円）	
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで	
新株予約権の行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会において割当を受けた者。</li> <li>2. 相続人による行使は認められない。</li> <li>3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。</li> <li>4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること。</li> </ol>	

##### 平成19年8月22日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	8人	3人
新株予約権の数	771個（1個につき1,000株）	80個（1個につき1,000株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 771,000株	普通株式 80,000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価格	1個につき48,000円（1株当たり48円）	
新株予約権の行使期間	平成22年8月24日から平成27年8月23日まで	
新株予約権の行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会において割当を受けた者。</li> <li>2. 相続人による行使は認められない。</li> <li>3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。</li> <li>4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること。</li> </ol>	

平成22年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	8人	3人
新株予約権の数	1,877個（1個につき1,000株）	200個（1個につき1,000株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 1,877,000株	普通株式 200,000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価格	1個につき17,000円（1株当たり17円）	
新株予約権の行使期間	平成25年9月2日から平成30年9月1日まで	
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の口座にて管理されること。	

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
上記(1)以外に当社役員が保有している新株予約権  
平成17年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役
保有者数	3人
新株予約権の数	3,000個
目的である株式の種類及び数	普通株式 13,500,000株
発行価額	無償
新株予約権の行使価格	1個につき 283,500円（1株当たり63円）
新株予約権の行使期間	平成17年8月30日から平成32年8月29日まで
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡村 邦彦	(株)デジユニット代表取締役
代表取締役副社長	仲川 進	管理本部長 (株)デジユニット代表取締役
専務取締役	小林 護	(株)音通マルチメディア事業本部長 (株)デジユニット代表取締役
取締役	藤本 佳男	(株)音通エフ・リテール商品業務本部担当部長
取締役	伊澤 三男	(株)音通マルチメディア業務部担当部長
取締役	林 伸昭	(株)音通エフ・リテール営業本部担当部長
取締役	日比谷 真	(株)音通エフ・リテール営業本部担当部長
取締役	宮川 旭	(株)音通マルチメディア営業部担当部長
常勤監査役	山村 洋一	
監査役	石丸 哲朗	(有)アップル代表取締役
監査役	大関 紘宇	

- (注) 1. 監査役石丸哲朗及び大関紘宇の両氏は社外監査役であります。  
2. 監査役松下實人氏は、平成23年6月30日付で辞任いたしました。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	(内、社外役員)
取締役	8人	168,091千円	
監査役	4人	15,813千円	(内、社外監査役 2人 2,018千円)
合計	12人	183,904千円	

- (注) 上記報酬等の額にはストック・オプションとして付与した新株予約権に係る事業年度中の費用計上額（取締役3,691千円、監査役393千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役石丸哲朗氏は有限会社アップルの代表取締役であり、同社は当社と取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	石 丸 哲 朗	当期開催の取締役会15回のうち、9回出席し、また、当期開催の監査役会9回のうち9回出席し、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	大 関 絃 宇	当期開催の取締役会15回のうち、8回出席し、また、当期開催の監査役会9回のうち9回出席し、企業経営経験者としての豊富な経験・幅広い知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

霞が関監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 33,000千円  
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33,000千円

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

平成18年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について以下のとおり決議しています。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部を設置し、役職員に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成、配布を実施し、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を高める。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて、保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。

責任部署は、重要な意思決定及び報告について、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長として取締役会において行い、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者の体制を整える。

リスク管理体制の構築及び運用を行うため、リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部のアドバイスを受ける体制を組織し、迅速な対応をする体制を整える。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する取締役会において業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程を整備、明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理については、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理、進捗管理を実施する。

#### ⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督・監査を実施する。

子会社の事業運営については、当社の担当取締役が監督し、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を実施する。その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程を整備し、取締役会がその任にあたる。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業に関する定期的な報告と重要事項についての事前協議を実施する。

子会社は、それぞれに関するリスクの管理を実施し、当社の担当取締役及び子会社の取締役は、定期的に管理の状況を取締役会に報告する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要となる使用人を配置するものとし、具体的な組織、人数、その他の事項について、監査役会と十分な協議の上決定する。

⑦補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から指揮命令は受けない。

また、当該使用人の任命、異動については監査役の同意を必要とし、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携、意思疎通を諮り、効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,754,197</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,046,975</b>
現金及び預金	1,762,825	支払手形及び買掛金	1,432,348
受取手形及び売掛金	537,163	1年内返済予定の長期借入金	922,588
商品及び製品	1,209,995	1年内償還予定の社債	1,172,100
原材料及び貯蔵品	7,245	未払金	209,919
前払費用	183,900	1年内支払予定の長期割賦未払金	158,754
繰延税金資産	3,744	未払法人税等	17,612
その他	53,892	その他	133,651
貸倒引当金	△4,570	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,130,419</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,638,776</b>	社 債	1,985,200
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,480,796</b>	長 期 借 入 金	1,391,925
賃貸資産	1,536,445	長期割賦未払金	344,103
建物及び構築物	1,762,644	退職給付引当金	63,367
土地	881,217	役員退職慰労引当金	22,060
その他	300,489	資産除去債務	64,636
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>358,894</b>	その他	259,126
のれん	340,531	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,177,395</b>
その他	18,363	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,799,085</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,166,160</b>
投資有価証券	76,821	資 本 金	1,456,678
建設協力金	746,423	資 本 剰 余 金	1,498,985
差入保証金	1,378,898	利 益 剰 余 金	248,237
繰延税金資産	302,601	自 己 株 式	△37,740
その他	319,904	その他の包括利益累計額	8,765
貸倒引当金	△25,564	その他有価証券評価差額金	8,765
<b>繰 延 資 産</b>	<b>88,539</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>31,274</b>
株式交付費	33	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>97,918</b>
社債発行費	88,506	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,304,118</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,481,513</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>11,481,513</b>



## 連結損益計算書

(自 平成23年 4月 1日)  
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,737,807
売 上 原 価		12,308,932
売 上 総 利 益		<b>5,428,874</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,107,756
営 業 利 益		<b>321,118</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,903	
受 取 配 当 金	6,743	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	21	
そ の 他	16,908	47,576
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82,766	
社 債 発 行 費 償 却	31,093	
支 払 保 証 料	43,362	
そ の 他	35,604	192,827
経 常 利 益		<b>175,867</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46,510	
そ の 他	570	47,080
特 別 損 失		
事 業 譲 渡 損 失	59,131	
た な 卸 資 産 処 分 損 失	17,221	
店 舗 閉 鎖 損 失	4,183	
そ の 他	2,139	82,675
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		<b>140,272</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,179	
法 人 税 等 調 整 額	91,876	119,056
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		21,216
少 数 株 主 利 益		△1,959
当 期 純 利 益		<b>23,176</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)  
至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	1,456,678	1,498,985	310,204	△37,549	3,228,319
当期変動額					
剰余金の配当			△85,143		△85,143
当期純利益			23,176		23,176
自己株式の取得				△190	△190
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)					
当期変動額合計	－	－	△61,967	△190	△62,158
当期末残高	1,456,678	1,498,985	248,237	△37,740	3,166,160

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	△1,915	△1,915	22,696	99,878	3,348,978
当期変動額					
剰余金の配当					△85,143
当期純利益					23,176
自己株式の取得					△190
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	10,681	10,681	8,577	△1,959	17,298
当期変動額合計	10,681	10,681	8,577	△1,959	△44,859
当期末残高	8,765	8,765	31,274	97,918	3,304,118

## 【連結注記表】

### I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

6社

連結子会社名

株式会社音通エフ・リテール

株式会社音通マルチメディア

マクロス株式会社

株式会社ファイコム

株式会社ビデオエイティ

株式会社ソピック

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

1社

会社の名称

株式会社ビデオエイティ（上記連結子会社とは別法人）

（注）株式会社美塩亭は、当連結会計年度において清算が終了したため持分法適用の範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## ②棚卸資産

### a 商品

食料品・生活雑貨（100円ショップ）

売価還元法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

生鮮食料品・生活雑貨（生鮮食料品スーパー）

最終仕入原価法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

その他

先入先出法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

### b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産除く）

建物及び構築物、賃貸資産 定額法

上記以外の有形固定資産 定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 3～47年

賃貸資産 2～47年

その他 2～20年

### ②無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却をしております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## (4) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）の額に基づき計上しております。

### ③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額に基づき計上しております。

### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却をしております。ただし、金額が僅少なものであるについては、発生時に一括償却しております。

なお、(株)音通マルチメディア、(株)ビデオエィティーおよび(株)ソピックは、10年間で均等償却をしております。

### (6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ①消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

#### ②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 5. 会計方針の変更

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響はありません。

## 6. 追加情報

### （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

### （役員退職慰労引当金の計上）

従来、当社は役員退職慰労金の支給実績がなく、合理的な見積りが困難であったため、役員退職慰労引当金を計上しておりませんでした。内規の整備に伴い合理的な見積りが可能となったため、当連結会計年度より、役員退職慰労引当金として内規に基づく期末要支給額を計上しております。

この結果、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が22,060千円減少しております。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年3月31日まで 40.69%

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.01%

平成27年4月1日以降 35.64%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が25,523千円減少し、その他有価証券評価差額金が691千円増加し、その結果、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額の金額が24,832千円増加しております。

### Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,163,553千円
2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。  
投資有価証券 5,621千円
3. 担保に供している資産及びこれに対応する債務の金額  
担保に供している資産  
現金及び預金 280,380千円  
建物 3,757千円  
土地 6,128千円  

---

合計 290,265千円

上記に対応する債務の金額

長期借入金 1,424,329千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額を含んでいます。

### Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	185,876,645	—	—	185,876,645
自己株式				
普通株式	778,203	11,200	—	789,403

## 2. 配当に関する事項

### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 第31期定時株主総会	普通株式	42,572	0.23	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	42,571	0.23	平成23年 9月30日	平成23年 12月12日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 第32期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,315	0.18	平成24年 3月31日	平成24年 6月25日

(注) 平成24年6月22日開催の定時株主総会において議案として付議する予定であります。

### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年6月29日 定時株主総会決議分	平成19年6月28日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	20,416,500	1,648,000

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に小売、賃貸業事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びリスク

### ①資産

現金及び預金のうち、預金はすべて円建てであり、ほとんどが要求払預金であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

建設協力金は、主に小売店舗において、土地の所有者に係る不動産賃貸契約に係るものであり約定に定めるものの回収期日は決算日後最長15年であり、差入先の信用リスクに晒されております。

### ②負債

支払手形及び買掛金はすべて1年内の期日であります。

社債、長期借入金には運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は社債が決算日後最長5年、長期借入金が決算日後最長7年であります。

なお、変動金利の借入金及び社債は、金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）

建設協力金及び差入保証金について、当社グループ各社は各担当部門が取引先の状況をモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

市場性のある投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握しており、市場性のない投資有価証券については、発行体ごとに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金及び社債については、当社財務部門が、金利の変動に係る支払金利の変動リスクを継続的に把握し、その抑制に努めております。

### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、当社グループ各社からの情報に基づき財務部門が適時に資金計画を作成、変更するとともに、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは「(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」のとおりであり、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,762,825	1,762,825	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	71,200	71,200	—
(3) 建設協力金	746,423	804,881	58,457
資産計	2,580,449	2,638,907	58,457
(1) 支払手形及び買掛金	1,432,348	1,432,348	—
(2) 社債	3,157,300	3,160,177	2,877
(3) 長期借入金	2,314,513	2,314,916	402
負債計	6,904,162	6,907,442	3,279

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券 (資産)

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

#### (3) 建設協力金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値によっております。

区分	当連結会計年度（平成24年3月31日）		
	取得原価 (千円)	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	22,013	36,821	14,808
小計	22,013	36,821	14,808
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	40,000	40,000	—
小計	40,000	40,000	—
合計	62,013	76,821	14,808

(負債)

(1) 支払手形及び買掛金

すべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債（1年以内に償還予定のものを含む）

元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割りいた現在価値によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割りいた現在価値によっております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	45,621
差入保証金	1,378,898

非上場株式については、市場価格がなく、差入保証金については、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,762,825	—	—	—
建設協力金	74,208	301,717	269,807	100,689
合計	1,837,034	301,717	269,807	100,689

(注) 4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社債	1,172,100	1,985,200	—	—
長期借入金	922,588	1,337,324	54,600	—
合計	2,094,688	3,322,524	54,600	—

## VI. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の概要

当社グループは、大阪府及びその他の地域において、賃貸商業施設や賃貸住宅を所有（それぞれ土地を含む）しております。

### 2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（千円）			連結決算日における時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸商業施設	447,499	△13,812	433,686	488,954
賃貸住宅	197,988	△578	197,409	162,796
合計	645,487	△14,391	631,096	651,750

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 主な変動

主な減少額は、減価償却によるものであります。

#### 3. 時価の算定方法

重要性が乏しいため、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等によっております。

### 3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、19,199千円（賃貸収益は売上に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

## VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 17円15銭

1株当たり当期純利益 0円13銭

## VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,210,135</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,280,230</b>
現金及び預金	1,126,074	買掛金	28,124
売掛金	61,791	1年内償還予定の社債	1,142,100
貯蔵品	1,096	1年内返済予定の長期借入金	844,341
前払費用	55,359	リース債務	30,328
繰延税金資産	1,394	未払金	155,160
短期貸付金	24,812	未払費用	3,163
関係会社短期貸付金	1,585,577	未払法人税等	4,415
立替金	339,146	預り金	24,504
未収入金	4,319	関係会社預り金	20,062
仮払金	3,886	前受収益	27,015
その他	6,677	その他	1,014
<b>固定資産</b>	<b>5,476,138</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,437,145</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,451,371</b>	社債	1,900,200
貸貸資産	459,512	長期借入金	1,177,452
建物	44,046	リース債務	81,680
構築物	126	長期預り保証金	142,823
車両運搬具	67,894	退職給付引当金	63,367
工具、器具及び備品	4,702	役員退職慰労引当金	22,060
土地	875,089	資産除去債務	47,444
<b>無形固定資産</b>	<b>5,936</b>	その他	2,116
ソフトウェア	1,905	<b>負債合計</b>	<b>5,717,376</b>
電話加入権	4,030	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,018,831</b>	<b>株主資本</b>	<b>3,013,947</b>
投資有価証券	71,200	資本金	1,456,678
関係会社株式	552,013	資本剰余金	1,498,985
建設協力金	746,423	資本準備金	1,425,520
出資金	1,062	その他資本剰余金	73,464
長期貸付金	94,707	<b>利益剰余金</b>	<b>96,024</b>
関係会社長期貸付金	1,500,278	利益準備金	18,000
長期前払費用	166,659	その他利益剰余金	78,024
繰延税金資産	56,289	繰越利益剰余金	78,024
差入保証金	831,403	<b>自己株式</b>	<b>△37,740</b>
貸倒引当金	△1,207	評価・換算差額等	8,765
<b>繰延資産</b>	<b>85,089</b>	その他有価証券評価差額金	8,765
株式交付費	33	<b>新株予約権</b>	<b>31,274</b>
社債発行費	85,056	<b>純資産合計</b>	<b>3,053,987</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,771,363</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>8,771,363</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)  
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		910,229
売 上 原 価		822,555
売 上 総 利 益		87,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		91,912
営 業 損 失		4,238
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	182,014	
受 取 配 当 金	6,742	
そ の 他	5,726	194,483
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,053	
社 債 利 息	17,110	
社 債 発 行 費 償 却	30,125	
支 払 保 証 料	42,323	
そ の 他	23,642	157,255
経 常 利 益		32,989
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46,510	
そ の 他	570	47,080
特 別 損 失		
そ の 他	143	143
税 引 前 当 期 純 利 益		79,926
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,819	
法 人 税 等 調 整 額	46,239	48,058
当 期 純 利 益		31,868

## 株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4月 1日)  
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	1,456,678	1,425,520	73,464	1,498,985	18,000	131,299	149,299	△37,549	3,067,413
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△85,143	△85,143	-	△85,143
当期純利益	-	-	-	-	-	31,868	31,868	-	31,868
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△190	△190
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△53,275	△53,275	△190	△53,466
当 期 末 残 高	1,456,678	1,425,520	73,464	1,498,985	18,000	78,024	96,024	△37,740	3,013,947

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,915	△1,915	22,696	3,088,194
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	-	-	△85,143
当期純利益	-	-	-	31,868
自己株式の取得	-	-	-	△190
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	10,681	10,681	8,577	19,258
当期変動額合計	10,681	10,681	8,577	△34,207
当 期 末 残 高	8,765	8,765	31,274	3,053,987

## 【個別注記表】

### I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

（収益性低下による簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び構築物、賃貸資産 定額法

上記以外の有形固定資産 定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 3～47年

賃貸資産 3～47年

その他 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

新株交付費 3年間にわたり均等償却しております。

社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）の額に基づき計上しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支払いに備えるため、当期末における要支給額を計上しております。

## 6. その他計算書類作成のための重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## III. 会計方針の変更

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響はありません。

## IV. 追加情報

### （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

### （役員退職慰労引当金の計上）

従来、当社は役員退職慰労金の支給実績がなく、合理的な見積りが困難であったため、役員退職慰労引当金を計上しておりませんでした。内規の整備に伴い合理的な見積りが可能となったため、当事業年度より、役員退職慰労引当金として内規に基づく期末要支給額を計上しております。

この結果、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が1,207千円減少しております。



(法人税率の変更等による影響)

平成 23 年 12 月 2 日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が公布され、平成 24 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成 24 年 3 月 31 日まで 40.69%

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 38.01%

平成 27 年 4 月 1 日以降 35.64%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が 7,569 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 691 千円増加し、その結果、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が 6,878 千円増加しております。

## V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 353,228千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務の金額

担保に供している資産

現金預金 280,380千円

上記に対応する債務の金額

長期借入金 1,424,329千円

(1年内返済予定を含む)

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

株式会社音通マルチメディア 156,001千円

株式会社ソピック 49,688千円

下記の会社のリース契約に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社音通マルチメディア 38,863千円

株式会社音通エフ・リテール 5,621千円

株式会社ビデオエイティ 1,926千円

株式会社ファイコム 1,128千円

下記の会社の割賦契約に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社音通マルチメディア 162,324千円

株式会社音通エフ・リテール 92,917千円

株式会社ビデオエイティ 57,373千円

株式会社ソピック 21,802千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	383,415千円
関係会社に対する短期金銭債務	38,309千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	435,416千円
営業取引（支出分）	11,752千円
営業取引以外の取引による取引	159,069千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	778,203株	11,200株	－株	789,403株

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	458千円
退職給付引当金	22,796千円
繰延欠損金	30,504千円
資産除去債務	7,257千円
未払事業税	1,394千円
関係会社株式評価損	66,876千円
評価性引当金	△87,260千円
その他	20,577千円
繰延税金資産合計	62,605千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△4,921千円
繰延税金負債合計	△4,921千円

IX. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機 械 及 び 装 置	42,977	40,158	2,819
工 具 器 具 及 び 備 品	11,156	9,749	1,407
ソ フ ト ウ ェ ア	23,998	23,019	978
合 計	78,132	72,926	5,205

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	3,684千円
1年超	2,036千円
合計	5,721千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	14,120千円
減価償却費相当額	12,802千円
支払利息相当額	516千円

(4) 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

2. 転貸リース取引に係る当事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	1,134千円
1年超	—

(注) 上記は転貸リース取引に係る借主側の未経過リース料期末残高相当額であり、(3)の未経過リース料相当額には含まれておりません。なお、当該転貸リース取引は、既に同一条件で関係会社にリースしております。

X. 関連当事者との取引  
子会社及び関連会社等

属性	名称又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社音通 マルチメディア	大阪府 吹田市	112,232	カラオケ機器 の賃貸・販売	(所有) 直接80.3%	役務提供・ 融資・役員 の兼任	役務の提供 (注5)	282,304	売掛金	24,524
							利息の受取	41,321	未収収益	887
							資金の貸付 (注3)	133,030	関係会社 短期貸付金	666,428
									関係会社 長期貸付金	232,213
							借入金に対する保証債務	156,001	—	—
							割賦契約に対する保証債務	162,324	—	—
	株式会社音通 エフ・リテール	大阪府 吹田市	50,000	食料品・生活 雑貨の小売	(所有) 直接100.0%	融資・役員 の兼任	経費の立替	2,623,112	立替金	224,225
							利息の受取	84,211	未収収益	4,436
							資金の貸付 (注3)	18,729	関係会社 短期貸付金	366,890
									関係会社 長期貸付金	1,152,365
							割賦契約に対する保証債務	92,917	—	—
							被保証債務 (注2,4)	3,180,734	—	—
	マクロス 株式会社	大阪府 吹田市	50,000	雑貨の商品 開発及び卸売	(所有) 直接85.0%	融資・役員 の兼任	資金の貸付 (注3)	44,288	関係会社 短期貸付金	99,969
							被保証債務 (注2,4)	3,180,734	—	—
株式会 社ファイコム	大阪府 吹田市	50,000	スポーツ 事業	(所有) 直接100.0%	融資・役員 の兼任	資金の回収 (注3)	48,260	関係会社 短期貸付金	220,224	
								関係会社 長期貸付金	115,699	
株式会 社ビデオ エイティ	大阪府 吹田市	106,231	カラオケ機器 の賃貸・販売	(所有) 直接80.2%	役務提供・ 融資・役員 の兼任	被債務保証 (注2,4)	3,180,734	—	—	
						資金の貸付 (注3)	9,058	関係会社 短期貸付金	201,588	
株式会 社ソビック	大阪府 吹田市	20,003	カラオケ機器 の賃貸・販売	(所有) 直接88.0%	役務提供・ 融資・役員 の兼任	被債務保証 (注2,4)	1,348,000	—	—	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額は消費税を含んでおらず、期末残高は消費税を含んでおります。
2. 当社の借入金について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払及び担保の提供は、行っておりません。
3. 貸付金について市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
4. 連帯保証を受けております。
5. 役務の提供は、一般的な市場価格を勘案し、取引金額を決定しております。
6. 株式会社音通エフ・リテールとの取引金額には、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間における被合併法人である株式会社エスティビーとの取引金額を含んでおります。

X I . 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	16円33銭
2. 1株当たり当期純利益	0円17銭

X II . 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月17日

株式会社音通

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 藤本 勝美 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 隆 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社音通の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社音通及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より役員退職労引当金として内規に基づく期末要支給額を計上している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月17日

株式会社音通

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 藤本 勝美 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 隆 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社音通の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 32 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されており、会社は、当事業年度より役員退職慰労引当金として内規に基づく期末要支給額を計上している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。



- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 24 年 5 月 22 日

株式会社音通 監査役会  
常勤監査役 山村 洋一 ㊟  
社外監査役 石丸 哲朗 ㊟  
社外監査役 大関 紘宇 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、経営体制の強化と今後の事業展開等を鑑み、内部留保にも意を用い、また、株主各位のご支援に報いるべく、安定配当とともに業績に応じた適宜配分を検討させていただくことを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び厳しい経営環境等総合的に勘案し、誠に遺憾ではございますが、以下のとおり1株につき18銭（前期に比べ5銭減配）といたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金18銭  
総額 33,315千円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成24年6月25日

#### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役大関紘宇氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
大関 紘宇 (昭和16年6月3日生)	昭和37年4月 ニッポン放送株式会社入社 昭和40年9月 株式会社 東通 昭和43年10月 株式会社 大阪東通 昭和56年9月 中山総業株式会社 メイファ常務取締役 昭和62年9月 株式会社 ジェイ・エム・ビー 代表取締役 平成19年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 大関紘宇氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 大関紘宇氏を社外監査役候補者とした理由  
各分野における高い見識、及び企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

4. 大関紘字氏は現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって5年であります。
5. 候補者が監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第427条第1項に定める額とする予定であります。

### 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認を求めるものであります。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の報酬等にそれぞれ該当いたします。

当社は、平成9年6月15日開催の当社第17期定時株主総会において取締役報酬額については年額3億円以内、監査役報酬額については年額5千万円以内とする旨、ご承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役8名及び監査役3名の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認を求めるものであります。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

#### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### 3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行は取締役会で決定する。

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 10,000,000 株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

##### (2) 新株予約権の総数

10,000 個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は 5,000 個、当社監査役（社外監査役も含む）が付与する新株予約権は 1,000 個をそれぞれ上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000 株とする。ただし、上記 (1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より6年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
  - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
  - ③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
  - ④ 新株予約権の割当時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または嘱託社員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了によりまたは法令変更にとともに退任した場合または当社もしくは当社の関係会社の従業員または嘱託社員が定年により退職した場合及び会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。
  - ⑤ その他新株予約権の行使の条件は、平成24年6月22日開催の当社第32期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)及び(2)に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑥ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番27号  
新大阪丸ビル新館 5階 506会議室



### (交通機関)

J R新大阪駅東出口より 徒歩5分

地下鉄御堂筋線側からお越しの場合は、一度J R側上階に上がり東出口にお越してください。

\*会場には駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。